3 施策推進の仕組み - 地域・区域・広域の役割と連携 -

(1)「地域」「区域」「広域」におけるネットワークの充実

これまでの生涯学習計画において、「地域」「区域」「広域」の3つの学習圏からなる生涯学習支援システムを構築してきました。

「地域」については、以前より教育コミュニティの単位として「小学校区」を位置付けてきましたが、小中一貫した教育の進展や小学校の統廃合などの状況の変化を踏まえ、従来の「小学校区」に加え、「中学校区」も位置付けています。

本計画においても、教育コミュニティづくりと学校との連携・協働を安定的に進める「地域(小学校区・中学校区)」、各区の特色を生かして生涯学習を展開する「区域」、「地域」や「区域」を総合的に支援する「広域」の3つの学習圏を生涯学習支援システムとして位置付け、相互のネットワークを継続していきます。

なお、学校教育分野においては、4つの教育ブロック体制により学校現場をきめ細かく支援しています。とりわけ、地域学校協働活動をはじめ、教育コミュニティづくりの推進においては、この教育ブロック体制とも連携して、支援を進めます。

①「地域」の役割

引き続き、「小学校区」「中学校区」を「地域」の学習圏とし、教育コミュニティづくりの拠点として位置付けます。

「地域」学習圏では、区役所や教育委員会事務局が中心となり、地域活動協議会とも連携を図りながら、「はぐくみネット事業」「学校元気アップ地域本部事業」「生涯学習ルーム事業」等に参画する団体や「学校協議会」など、学校を拠点とする組織の役割や地域特性を踏まえ、ネットワーク化を図ることにより生涯学習を推進します。

また、「小学校区」と「中学校区」のそれぞれで行われている取組の一層の連携をめざします。

②「区域」の役割

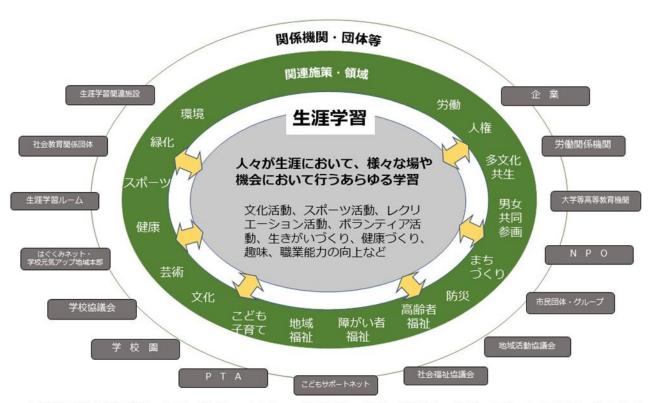
「区域」学習圏では、区役所が中心となり、図書館をはじめとする区内生涯学習関連施設との連携・協働を進めるとともに、区内の学校・高等教育機関や社会教育関係団体、市民グループ等とのネットワーク化を図り、「区域」における生涯学習を推進します。

区役所は、「区域」のネットワークを生かしながら、「広域」とも連携して、地域の生涯学習活動や生涯 学習推進員の活動を支援するとともに、地域活動協議会をはじめとする地域団体と連携してそれらの活 動を学校園の支援につなげるなど、学校園・地域・家庭が一体となって子どもを育む教育コミュニティづ くりの推進を支援します。さらには市民が生涯学習で学んだ成果を地域に還元できるよう支援します。 市立図書館は、区役所と連携し、学校図書館の支援を進めます。また、区における子どもの読書活動 推進連絡会の事務局として、子どもの読書活動に関わるネットワークづくりを進めます。

③「広域」の役割

「広域」学習圏では、生涯学習の中核施設として高度な機能を果たす総合生涯学習センター、市民学習センターを中心に、中央図書館をはじめとする市域の(専門的な)生涯学習関連施設間のネットワークや、企業、市民グループや NPO、大学等の高等教育機関とのネットワークを構築し、「地域」「区域」における生涯学習活動を支援します。

また、総合生涯学習センター、市民学習センターは、これまで培ってきた実績、ノウハウを十分に活用し、「地域」における生涯学習を支えるコーディネーターなどの人材養成・研修などを担います。



※「生涯学習」と関連施策・領域の関係を示す矢印は、情報提供、学習・体験機会の提供、人材の育成や活用、啓発などにおいて連携・協働していくことを示す。

図9 大阪市における生涯学習と 関連施策及び関係機関・団体等との連携・協働イメージ

(2) 区役所の役割と今後の方向

区役所においては、それぞれの区の課題や独自性に応じて、教育支援の取組を行ってきました。その中には、子どもの読書活動や体験活動などの生涯学習・社会教育事業や、放課後の学習支援、様々な

困難を抱える子どもへのアウトリーチ的取組、家庭教育支援につながる取組など、生涯学習・社会教育に関連する事業が多くあります。また、各区では、地域住民・保護者等が参画する会議や区内学校長との連絡会議等により、区内の子どもを取り巻く課題や困りごと等についてのニーズを汲み取り、施策・事業への反映を行っています。

市民に最も身近な総合行政機関である区役所においては、区長(区担当教育次長)マネジメントにより、「こどもサポートネット」や、生活困窮者自立支援と子ども・青少年育成をつなげる取組など、保健福祉領域と教育・市民協働領域の連携による取組などが行われており、今後、さらなる効果が期待されます。

今後とも、生涯学習推進員の活動を支援し、生涯学習ルーム事業をはじめとする地域の生涯学習活動の充実発展を図るとともに、学校現場へのきめ細かいサポートや、地域活動協議会をはじめ各種団体や学校も含めたネットワーク化を進め、学校・地域・家庭が一体となって子どもを育む地域学校協働活動を通じて「教育コミュニティ」づくりの一層の充実を支援します。

また、「生涯学習ルーム事業」や「はぐくみネット事業」等を通じて培われた地域における生涯学習事業のノウハウや、生涯学習推進員、はぐくみネットコーディネーターなどの人材を活用して、各区域の特色を生かした生涯学習活動の推進が引き続き求められます。

区内の図書館や区役所附設会館、老人福祉センター、スポーツセンター等の生涯学習関連施設や、地域活動協議会のほか、地域女性団体協議会、青少年指導員連絡会、体育厚生協会、PTA協議会などの地域団体、NPO・市民グループ等との連携・協働を進めます。多様な協働(マルチパートナーシップ)の中で、生涯学習にかかる資源(事業や手法、人材など)の活用を進めるとともに、市民が集い交流を促進する機能を発揮し、「広域」ネットワークとも連携しながら、各区の実状に応じて「区域」における生涯学習活動を推進していきます。

(3)教育委員会事務局ならびに局等の役割と今後の方向

① 教育委員会事務局における生涯学習支援機能の強化

教育委員会事務局の役割として、「生涯学習大阪計画」に基づく全市的な生涯学習施策の進捗管理、生涯学習事業の実施や人材育成、地域学校協働活動を核とした教育コミュニティの活性化の支援、区役所との連携強化や支援を図るとともに、市域の生涯学習関連施設間のネットワークの構築を支援し、「地域」「区域」における生涯学習活動を支援する機能を担っています。

教育委員会事務局においては、「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議を中心に、区役所及び関係 部局等との連携を進め、社会教育委員の助言を得ながら、本市の生涯学習施策の進捗管理とその改 善を図ります。

また、指定管理施設である総合生涯学習センター、市民学習センターも活用しながら、現代的社会的 課題の学習機会を提供するとともに、「新しい公共」を担う人材の育成・研修を図り、市民グループや NPO との連携やネットワークづくりを進め、情報提供・発信や学習相談等を行い、市民の生涯学習活動の推進を図ります。

これらの取組を通して、「地域」「区域」の生涯学習の推進を支援し、教育コミュニティづくりの核となる地域学校協働活動の推進を図るため、区役所や、学校教育関連部署とも連携して学校協議会の一層の充実や、学校との連携強化を図るとともに、生涯学習推進員やはぐくみネットコーディネーター・学校元気アップ地域本部事業コーディネーターなどの地域の人材育成や人材発掘に努めます。

また、区役所の教育委員会事務局兼務職員をはじめとする、生涯学習関連施策に関わる職員に対し、研修機会の提供に努めるとともに、それぞれが生涯学習施策を推進するに当たって必要な情報提供等を行い、スキルアップに努めます。

「公の施設」の管理を代行する指定管理者等に対しても、当該施設に配置する職員が身に付けるべき知識・技術について習得・精通することを必須条件として求めます。

② 関係局等

局等は、それぞれの計画や方針に基づき、様々な人権問題や平和学習、まちづくり、防災・危機管理、環境学習、消費者教育等に関する市民の学習の推進、高齢者や障がいのある人の社会参加の機会の充実、職業能力の向上に向けた支援、グローバル化への対応、多文化共生社会の実現に向けた取組の充実、男女が共に個性と能力を発揮できる環境づくり、市民活動に参加しやすい環境づくり、青少年の「生きる力」の育成、スポーツの振興、文化・芸術の振興等、現代的・社会的課題をはじめとする様々な分野における市民の主体的な学習を支援するため、情報提供・発信や相談、学習機会、活動の場の提供等に取り組みます。

また、総合生涯学習センター・市民学習センターなどと協働して、本市の行政課題や、市民にとって必要な様々な課題についての学習機会を提供する「ネットワーク型市民セミナー」や「出前講座」を実施します。

局等における事業と関わりの深い、地域団体等の地域人材や指導者、各種リーダー等の地域公共人材について、引き続き体系的な研修・養成に取り組むとともに、その活動を支援します。

(4) 生涯学習関連施設の機能の充実

①生涯学習センター(総合生涯学習センター・阿倍野市民学習センター・難波市民学 習センター)

生涯学習センターは、①情報収集・提供と学習相談、②現代的・社会的課題に関する学習機会の提供、③人材養成・研修、④市民グループやNPOなどとのネットワーク、⑤区域や地域における生涯学習への支援(教育コミュニティづくり支援)の、5つの機能に即した事業を実施するとともに、市民の自主的な学習活動の場を提供します。

総合生涯学習センターは全市的な生涯学習推進の中核施設として、主として地域公共人材の育成や企画立案、大学・NPO等との連携、情報提供・学習相談、区や地域で活用できる生涯学習プログラムの開発や、アンケート調査や事例調査等による生涯学習にかかる調査研究などの機能を果たす拠点として、また、阿倍野及び難波市民学習センターは主に現代的・社会的課題に関する学習機会の提供業務を担うとともに、総合生涯学習センターと連携して教育コミュニティづくり支援、人材養成・研修の拠点として位置付けています。

また、コロナ禍をきっかけに、動画配信をはじめとするオンラインを活用した様々な形式での学習機会の提供に取り組んでおり、これまで参加が難しかった層にも参加が広がるよう、オンラインでの学びと対面での学びの双方の特性を踏まえ、それぞれの良さを生かした学習機会を提供します。

② 図書館

市民の生涯学習推進に重要な役割を果たす図書館においては、いつでも、どこでも、だれもが課題解決に必要な情報にアクセス可能な創造都市の知識・情報基盤である「知識創造型図書館」のさらなる機能充実をめざしています。中央図書館を核とした一体的運営を行いながら、本などの資料だけでなくICTを活用し、調査相談機能の高度化や、市民の利便性の向上、子どもの読書活動の推進などへの取組を行うとともに、図書館がハブとなり、人と人、人と情報との出会いの場を提供します。

中央図書館では、「知識・情報基盤」として、調査相談機能・情報提供サービスの高度化を進め、一層の機能強化を図るとともに、高度で専門的な学習ニーズにも対応もできるよう、レファレンス機能をより充実し、図書館事業全般の企画立案機能のもと、学校、他の生涯学習関連施設や機関、市民ボランティア等とのネットワーク化を一層進めます。

また、地域図書館では、地域の多種多様な課題の解決に向けた情報収集・学習活動の拠点として、地域の多様なセクターとの支援・協力関係を深め、地域のハブとしての機能強化をさらに推進します。

③博物館施設等

大阪歴史博物館、大阪市立美術館、東洋陶磁美術館、大阪中之島美術館、自然史博物館、科学館、 大阪城天守閣等の博物館施設では、幅広い専門分野の学芸員による調査・研究活動を基盤にして、大 阪の歴史、美術、自然、科学技術等に関する専門資料等の収集・整理に努め、館蔵資料、展示や各種の 設備を生かしながら多様な市民の学習ニーズに対応していくとともに、ボランティア活動など、引き続き 市民と連携した取組をすすめます。

また、キッズプラザ大阪、大阪国際平和センター(ピースおおさか)においては、子どもの体験学習や 平和学習の支援に努めます。

④その他生涯学習関連施設

クラフトパークにおいては、各種教室の開催によるものづくり体験の機会を提供します。

男女共同参画センター(クレオ大阪)、こども文化センター、青少年センター(ココプラザ)、こども本の森中之島、芸術創造館、大阪国際交流センター、区役所附設会館、老人福祉センター、スポーツセンター・屋内プールスポーツ施設などの生涯学習関連施設においては、それぞれの設置目的に応じて各分野での市民の生涯学習の支援に努めます。

第VI章 計画の推進に当たって

1 計画推進体制について

「生涯学習大阪計画」をより実効あるものとするためには、区役所及び関係部局等はもちろんのこと、学校園、家庭、地域団体、NPO、企業などが、「生涯学習大阪計画」の理念を共有し、それぞれの役割と責任を果たし、互いに連携し協力していく必要があります。これまで構築してきたネットワークや連携の仕組みを強化しながら、社会全体で生涯学習活動が推進されるよう取組を進めます。

本市においては、生涯学習の振興を所管する教育委員会事務局が、市民の暮らしを身近なところで 支える区役所をはじめ、人権啓発や市民活動、雇用・勤労施策、男女共同参画等を所管する市民局、子 どもの健全育成や子育て支援等を所管するこども青少年局、文化・芸術及びスポーツの振興を所管す る経済戦略局、高齢者や障がい者の健康や福祉を担う健康局及び福祉局等と連携しながら、生涯学 習施策とそれに関連する他の施策が互いに補完し合い、相乗効果が発揮できるよう、効率的・効果的に 生涯学習施策を推進していきます。

そのために、庁内組織である「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議を積極的に活用し、区役所及び 関係部局等の連携や協働を一層進めます。

2 施策の総合的な進捗管理

各施策・事業の実施に当たっては、「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議において、本計画の施策体系に沿って、複数の関連施策・事業を一体的に評価する観点を持ちながら、毎年「生涯学習大阪計画進捗状況調査」を実施し、第4次「生涯学習大阪計画」に掲げる成果指標に基づき、計画全体の進捗状況の確認を行います。

また、社会教育委員会議に計画の進捗状況を報告し、助言を得ることで、計画の進捗の改善につなげていきます。

なお、これらの進捗状況や改善内容については、本市のホームページに掲載するなど、広く市民に公 表することとします。